

《記入例》

様式第四号（第十三条、第二十三条及び第三十一条関係）

（表面）

間違いがないか、確認してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

神奈川県知事

殿

「神奈川県知事」と記入してください。（手書きの場合は取消し線で書き直してください。）

ここで「処分終了」とは、「廃棄物の搬出又は中間処分が終了した」ことではなく、保管する全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を「自ら処分し、又は処分を他人に委託した」ことをいいます。

ここで「廃棄終了」とは、使用する全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の「使用を止め、廃棄物とした」ことをいいます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者

住所 神奈川県〇〇市〇〇番〇〇号
 氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇〇-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
事業場の所在地	神奈川県〇〇市〇〇番〇〇号		
連絡担当者	〇〇部△△課 〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇-×××-□□□□

(保管の場所／ 所在の場所)	⑦〇市〇〇番××号 ①〇市〇〇番△△号
-------------------	---------------------

同一保管事業場内で複数の住所がある場合記入し、以下の「参考事項」欄に⑦、①等を記入してください。

保管する全ての高濃度又は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を他人に委託した場合に記入

収集運搬業者ではなく
中間処分業者を記載

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
13-001	変圧器（トランス）	250 kVA	東京芝浦電気（株）	SCTW-N	S46.5	不燃（性）油	1 台	2100kg	高濃度	〇.〇	中間貯蔵・環境安全事業(株)	

これまでの届出において既に番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入してください。

（日本工業規格 A列4番）

使用する全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とした場合に記入

行の増減により、面数がずれてもそのまま構いません。

(裏面) ←

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

使用製品の使用を止めた年月を記載

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
13-002	コンデンサー (3kg以上)	70 kVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	2 台	120.0kg	〇.〇	

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

使用する全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、同時に処分委託した場合に記入

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
13-003	コンデンサー (3kg以上)	50 kVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	1 台	110.0kg	〇.〇	中間貯蔵・環境安全事業(株)	

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
 - 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
 - この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 - 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 - 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。